

### (3) 経常海外余剰および国際収支差

経常海外余剰は財貨サービスの収支差、海外よりの純所得および本邦人海外純消費の合計であり、これにさらに純贈与を加算したものを国際収支差としている。

財貨サービスは「商品」「政府取引」および「その他」の各項の合計である。商品は、一般にいわれる貿易と、非貨幣用金の移動とからなっており、政府取引は特需、防衛支出金などからなり（この項にふくまれている国際機関分担金、恩給は振替とみなし、贈与項目におきかえた。）その他取引は、運輸、保険およびその他サービスからなっている。

（その他サービス中の特許権の使用料、その他賃貸料は要素費用とみなし、海外よりの純所得におきかえた。）

海外よりの純所得は、投資収益としての未分配利潤、株式配当、銀行利子の収支差と、特許権使用料、賃貸料等の収支差との合計であり、これは要素費用として分配国民所得に加算される。

本邦人海外純消費は、観光旅行、業務旅行および外交団給与の受払の差額である。

純贈与は、個人送金、機関送金、遺贈、移住者などによる個人純送金（民間取引）と、資本純贈与（政府関係機関による一方的な移動）の合計である。贈与のうち機関送金をふくめた民間取引を全額個人送金として、その純額を個人支出の個人送金項目として計上している。

国民経済計算は主として英国方式によっているから、貯蓄と投資の勘定では貯蓄の側に控除項目として国際収支差が計上され、国民所得と支出の勘定では支出側に経常海外余剰が計上されている。

### (4) 政府の財貨とサービス購入

#### A 中央財政

一般会計と特別会計等とからなる。一般会計の財貨サービス購入は大蔵省調「各省各庁歳出決算見込額」にもとづいて支出済額により推計した。

特別会計等は企業特別会計などと非企業特別会計に区分される。前者は、造幣、印刷、食管、国有林野などの一般にその経常的収入がその費用を概ねカバーしうるような各特別会計、専売公社、国鉄、電々公社の各公社のほか国民、住宅、農林漁業、中小企業の各金融公庫および開発銀行、輸出入銀行である。残余のすべての特別会計は後者にふくまれる。

(a) 一般会計 一般会計の財貨サービス購入は、その支出済歳出総額から、財貨サービス購入に見合わない金額を控除して推計した。

控除項目の概要はつぎのとおりである。

(イ) 会計間重複 一般会計と特別会計または地方財政との重複分であつて特別会計への繰入金（出投資、損失補償、国債費などのための繰入金をのぞく）地方財政に対する補給金（交付税および譲与税配布金特別会計への繰入金であつて、公共事業費補助金などはふくまれない。）などからなる。なお、総理府、大蔵省、厚生省から郵政事業特別会計への繰入金は、恩給支給事務に要する経費であつて一般会計からの委託事務費としてその財貨サービス購入にふくめる必要があると考えられるので、今年度の推計からここからのぞくことにした。また大蔵省から電々公社への交付金は、その性質が出資と考えられるので、今回から出資および投資に移し替えた。

(ロ) 価格調整費 輸入食糧に対する価格差補給金として農林省所管から食糧管理特別会計へ繰入れた額を計上した。なお、29年度には輸入食糧の値下りがあり予算額の計上はない。この項目は、つぎの損失補償とともに国民総生産費における補助金を構成する。

(ハ) 損失補償 特別会計および政府機関に対する損失補償のための繰入金ならびに民間または半官半民の諸団体および諸会社への損失補償のための支出をふくむ。なお、今年度の推計から本項目内訳に若干の変更を加えた。

(ニ) 出資および投資

(イ) ここから除いて政府の財貨サービス購入にふくめたもの。漁業

調整費補給金、国民健康保険助成交付金など。

(ii) その他へ移し替えたもの。連合国財産補償金、移転補償金、調達物件補償費など。

(iii) 新たにここに加えられたもの。農業、森林、漁業組合再建整備費補助金、病害虫駆除予防費など農林省から直接または地方公共団体を通じて、生産者あるいは諸団体に交付されるもの。

特別会計または政府機関への資金の繰入、貸付金、特殊会社に対する出資金、払込金、貸付金のほか、海外移住貸付金、育英資金貸付金などがふくまれる。

(iv) 振替支出 個人に対して無償で交付される支出であつて、生活保護費、年金および恩給等がふくまれる。財政収支における振替支出はこのほか、社会保険関係の保険のうち政府の管掌するものの保険給付金、官公事業以外で借りた公債の利子などをふくむ。

(v) 国債費 一般会計から国債費として国債整理基金特別会計へ繰入れた額である。

(f) その他

(i)~(v)のいずれにも属さないもの、またはその区分の困難なものなどがふくまれる。なお、今年度から前記のように、損失補償にふくめられていた二三の項目をここに移し替えたほか、不動産購入費を加えた。

(b) 非企業特別会計 非企業特別会計の財貨サービス購入は、一般会計と同じく支出済歳出額からつぎにあげる控除項目を差引くことによつて推計した。すなわち、各特別会計毎に経常費を算出し、これを合計することによつてえられるわけである。

(i) 保険給付金（保険払戻金をふくむ）

(ii) 他会計繰入

(iii) 他勘定繰入

(iv) その他（交付金、貸付金、賠償々還および払戻金などをふくむ）

(c) 企業特別会計等 民間諸企業とその取扱を同一にし、分配国民所得に営業剰余などとして所得を計上するほか、ここではその固定資産、在庫品の純増減および減価償却費の合計額を企業特別会計等の財貨サービス購入とした。

推計方法はつぎのとおりである。

固定資産（減価償却引当金の控除済額）：A 土地：B 在庫品：C  
減価償却費：D とすれば、t期間における財貨サービス購入額 =  $\{(At - Bt) + Ct\} - \{(At_{-1} - Bt_{-1}) + Ct_{-1}\} + Dt$ となる。

なお、再評価を実施した会計などについては、再評価による固定資産価額の増加分は純資産の増加とみなしていない。

また、今年度から簡易保険および郵便年金特別会計をここに加えることにした。

## B 地方財政

普通会計と事業会計および収益会計に区分される。

普通会計は中央財政の一般会計に相当するものであり、事業会計は、電気、ガス、水道、軌道などからなる企業特別会計であり、収益会計は国民健康保険、競馬、競輪などからなる非企業特別会計である。

財貨サービス購入の推計にあつては、自治庁調「都道府県市町村決算見込調」によつた。

(a) 普通会計 中央財政の一般会計と同様に、支出済歳出総額から財貨サービス購入に見合わない金額を差引いて推計した。

控除項目の概要はつぎのとおりである。

(i) 会計間重複 従来の国支出金および県支出金のほか、事業会計および収益会計への繰入金金がふくまれる。

(ii) 振替支出 生活保護費と恩給費および退職手当の合計額であつて生活保護費は、地方の支出額から国庫補助金を差引いた額、恩給は自治庁資料計上額がそれぞれ計上される。

(iii) 公共団体工事分担金 国の直轄する公共事業中にふくまれる地方

財政の分担金であつて、中央、地方の純計算の関係から控除される。

(ニ) 公債費 中央財政における国債費に相当するものであつて事務費をのぞいた支出額全額である。なお、元金償還金、公債利子、一時借入金利子に区分しないで、一本で計上した。

(ホ) その他 出資金、貸付金および寄附負担金がふくまれる。

(b) 事業会計 自治庁資料にしめされる事業会計支出総額の内訳のうち、臨時的経費（事業会計における新投資に充当される部分とする）を新投資分、すなわち財貨サービス購入として計上することとしている。本年度については、基礎資料を欠いているため前年度の15%の増加と推定した。なお、収益会計の財貨サービス購入についても、前年度の15%増加と推定した。

#### (5) 政府の資本形成

ここにいう政府は、中央財政および地方財政からなるが、中央財政は一般会計および非企業特別会計における直接建設投資のための支出ならびに企業特別会計における固定資産、在庫品の増減および減価償却費によつて、また地方財政は普通会計における直接建設投資（収益会計におけるそれも計上すべきであるが資料を欠くために現在推計していない）および事業会計における新投資分によつて、それぞれ構成される。なお、使用した資料は財貨サービス購入の場合と同様である。

#### A 中央財政

(a) 一般会計 一般会計における直接建設投資のための支出の内訳は、これを大別すればつぎのとおりである。

(イ) 公共事業費

(ロ) 住宅対策費 公務員宿舍施設費、住宅施設費、北海道住宅施設費、住宅災害復旧事業費等からなり、いずれも土地購入費、事務費等は控除される。

(ハ) 失業対策事業費補助

(ニ) 以上のほか、官庁営繕費、文教施設費、食糧増産対策費などがある。いずれも、事業費、調査費、計画費などは控除される。

(b) 非企業特別会計 保険特別会計における公務員宿舍施設費、病院および療養所等の新増築費、国営競馬特別会計における新営費、特定道路整備事業における道路事業費などからなる。

(c) 企業特別会計 政府の財貨とサービス購入の場合と同一である。

#### B 地方財政

(a) 普通会計 臨時的経費として掲げられるつぎの諸項目を計上している。

(イ) 公共事業費 国庫の補助をえて地方の行う事業であつて、河川、道路、山林、開拓などの一般公共事業、住宅、厚生、文教施設などのための公共事業および文教災害復旧、上下水道災害復旧などの災害公共事業からなる。

(ロ) 失業対策事業費 地方の支出した総経費から労務費および事務費は2/3、資材費は1/3の国庫補助を差引き、さらに地方分の事務費を控除する。

(ハ) 単独事業費 地方単独の事業であつて、災害復旧事業費、火災復旧事業費等からなる単独災害復旧費と学校建築費の増加分がふくまれる。

(b) 収益会計 資料欠如のため現在推計をおこなっていない。

(c) 事業会計 政府の財貨サービス購入の場合と同一である。

#### 四、政府収入等

#### (1) 中央財政

中央財政収入のうち租税収入などについては大蔵省における昭和29年度決算見込による徴収済の計数にもとづいて推計した。

租税収入の個人税、法人税、間接事業税などの区分は下記の通りである。

#### A 個人税および税外負担

個人税としては、所得税、相続税などを計上し、税外負担について個人税的な性質を有するものとして、免許および手数料、懲罰および没収金、弁償および違約金のうち個人分とみなされるもの、授業料検定料、病院収入などを計上した。

#### B 法人税および税外負担

法人税としては、法人の所得および積立金に賦課されるものを計上し、税外負担としては懲罰没収金、弁償違約金の法人負担分および日本銀行納付金を計上した。

#### C 間接事業税

間接税としては、酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、取引所税、有価証券税、通行税、関税、印紙税などを計上し、税外負担には専売益金、刑務所収入などを計上した。

### (2) 地方財政

地方財政の租税収入の区分については、中央財政に準じて地方財政の決算見込により推計した。

道府県税については、租税収入の見込額を自治府県税課の月報などにより推計したが、市町村税については、総額の決算見込をもとにして、地方財政計画を利用して推計した。

#### A 個人税および税外負担

個人税としては、道府県民税、市町村民税の所得割および均等割の個人分、府県税の狩猟者税、市町村税の自転車税、荷車税の個人分、税外負担として使用料収入のうち授業料および幼稚園保育所の収入、前記2項以外の免許、手数料などの個人分を計上した。

#### B 法人税および税外負担

法人税としては道府県民税および市町村民税の法人分、税外負担としては延滞金および加算金収入の法人分を計上した。

#### C 間接事業税

間接税については個人、法人税に計上しない諸税を計上した。税外負

担として使用料、手数料などを計上した。

### (3) その他

#### A 官公事業剰余

中央財政においては昭和29年推計のとおり官公事業の範囲として造幣局、印刷局、資金運用部、貴金屬、食糧管理、国有林野、糸価安定、アルコール専売、郵政事業、郵便貯金、簡易生命の各特別会計、各種政府機関、専売公社、国有鉄道、電々公社などを計上し、その損益計算上の益金を計上した。なお、利益処分として一般会計に納入する分は控除した。

地方における公企業剰余は水道事業、交通事業、ガス事業、電気事業、下水道事業、公益質屋などをその範囲とするが、公営企業法適用分についてのみ推計し、地方公営企業年鑑(第1集)(自治庁編)により昭和28年度決算をもとにして推計した。

#### B 政府貸付料収入

中央財政においては、決算見込にもつぎ一般会計収入、特別会計収入(非企業特別会計)のうち、官有財産貸付料、寄宿料、版權特許権収入などの貸付料などにつき計上した。

地方財政については財産収入のうち財産払下収入をのぞいたものを計上した。

#### C 政府利子収入

中央財政は決算見込により一般会計のうち利子収入および配当金収入を、特別会計(非企業特別会計等)についても利子および配当金収入を計上し、特別会計については支払利子を控除している。

#### D 社会保険に対する負担分

社会保険とは健康保険、厚生年金、船員保険、失業保険、労働者災害補償費などの保険料、恩給法納付金、共済組合の掛金などをいうが、この推計は恩給法納付金については一般会計の決算額により、そのほかは社会保険特別会計の決算額によつた。共済組合掛金は「国家公務員共済

組合報告書」によりそれぞれ推計した。

社会保険の被傭者、傭主負担は各社会保険法の負担規定によつて分割した。

なお、今回28年度にさかのぼつて国民健康保険料を新たに加えて計上した。ただし、29年度は決算額がえられなかつたので暫定数字によつた。

#### E 振替所得

社会保障的な経費のうち各種社会保険の給付費ならびに生活保護費、恩給、年金などの諸給付からなる。

社会保険については、健康保険、厚生年金、船員保険、労働者災害保険、失業保険などの給付費および保険金を特別会計の決算額により、生活保護費については一般会計の決算額および自治庁調資料にもとづき、恩給年金については一般会計決算額および自治庁資料により、共済組合の給付費については「国家公務員共済組合事業報告書」により推計した。また官公事業以外で借りた政府の公債利子は個人保有分に対する支払額をそれぞれ計上した。

なお、今回の推計から国民健康保険と公務災害補償費とを28年にさかのぼつて新たに加えることとした。ただし、29年度については決算額がえられなかつたので暫定数字によつた。

#### F 政府公債利子（除官公事業分）

昭和28年度報告による推計によつた。国債（内国債、外債、短期証券）地方債（地方債、一時借入金）の利子額において、企業会計とみなすものの支払う利子のみを黒字公債利子とし、ほかはすべて赤字公債利子として推計した。

なお、振替所得に計上した赤字公債利子は所有者が個人であるもののみを計上した。

地方財政における利子は、普通会計分のみを29年決算見込によつて推計した。

#### (G) 海外への純支出

この項目は支出側にたてられるべきものであるが、便宜上ここに掲げる。その推計は海外収支より計上しているものである。

#### 五、28年度推計の改訂について

今回の29年度推計にさいして従来の推計方法を改めた部分があり、それにもなつて28年度の推計方法にも改訂を加えた。また28年度推計当時、適当な資料がえられないまま暫定的に推計した部分についても、確定資料のえられたものはその計数にもとづいて改訂を加えた。したがつて従来発表した28年度の計数（旧推計という）と今回発表した計数（新推計という）の間には相当の相違がみられるので、改訂した主要点について簡単に説明することにした。なお本年6月の29暦年推計のさい、その一部については改訂済みである。

#### (一) 国民総生産費

##### (1) 分配国民所得

##### (A) 勤労所得

勤労所得は、総額において旧推計の2,844.7十億円から新推計の2,770.8十億円に大きく73.9十億円減少した。

この減少した理由は、第一に農業において基準となる農業個人業主の所得が修正されたことである（個人業主所得の項参照）。

理由の第二は、農林水以外の産業の賃金、俸給の推計において、従来公務を除く各産業分は、常備日雇について一人当たり給与は全規模事業所平均をもとめ、これに被傭者数を乗じてえていたのを、新推計では各産業ごとに従業者数30名以上と30名未満の事業所規模別にそれぞれ一人当たり給与をもとめ、一方被傭者数も「事業所統計調査」などを用いて同じく規模別に分割し、それぞれの給与に乗じて総額を推計するようにしたためである。

理由の第三は、公務については常備のなかに非常勤職員がふくまれているとみられるので、今回から別途推計し、公務常備の人員からこの分を控除したことである。

(B) 個人業主所得

個人業主所得で旧推計の2,374.6十億円が新推計の2,339.0十億円に35.6十億円減少したのは、第一は農業において、旧推計では27年度を基準として農業所得と農家戸数の傾向にもとづき延長推計していたが、新推計では28年度農家経済調査年報によつて地域別階層別に農業所得をもとめ、農業センサスの戸数をそれぞれに乗じて総所得額を算出したことによる。

第二に農林水以外の産業中の鉱業について前に推計方法のところで説明したような改訂をおこなつたためである。

(C) 個人賃貸料所得

旧推計の65.4十億円から新推計の66.1十億円に0.7十億円増加したが、これは田畑小作料を勧銀の確定資料により推計したためである。

(D) 個人利子所得

旧推計の109.3十億円から新推計の113.4億円に4.1十億円増加しているのは、利子所得の個人分の率を修正したことによる。

(E) 法人所得

旧推計の577.3十億円から597.3十億円に20.0十億円増加したのは、国税庁の確定資料にもとづいて申告所得に対する更正決定による増差額を調整したためである。

(F) 官公事業剰余等

旧推計の73.2十億円から新推計の62.4十億円に10.8十億円減少したのは決算見込によつていたものを一部確定資料により修正したためである

(G) 海外よりの純所得

旧推計のマイナス19.1十億円から新推計のマイナス11.1十億円に8億円増加したのは、延長指数により推計していた29年1～3月分を確定資料により修正したためである。

(H) 政府と消費者の負債利子

質屋の負債利子について確定資料により推計した結果、新推計は旧推

計より0.1十億円減少した。

昭和28年度国民所得と支出新旧推計対照表

(単位 10億円)

区 分 項 目	旧推計 A	新推計 B	(B - A)
分配国民所得	5,954.9	5,877.5	△ 87.4
勤労所得	2,844.7	2,770.8	△ 73.9
賃金及俸給	2,576.8	2,506.1	△ 70.7
その他	267.9	264.7	△ 3.2
個人業主所得	2,374.6	2,339.0	△ 35.6
個人賃貸料所得	65.4	66.1	0.7
個人利子所得	109.3	113.4	4.1
法人所得	577.3	597.3	20.0
官公事業剰余等	73.2	62.4	10.8
海外よりの純所得	△ 19.1	△ 11.1	8.0
(控除) 政府と消費者の 負債利子	60.5	60.4	△ 0.1
調整項目	1,124.1	1,179.4	55.3
間接事業税	681.7	714.5	32.8
(控除) 補助金	41.6	46.2	4.6
資本減耗引当	484.0	511.1	27.1
統計上の誤差と脱漏	67.2	72.6	5.4
国民総生産費	7,156.2	7,129.5	△ 26.7
個人消費支出	4,415.1	4,415.1	△ 0
政府の財貨サービス購入	1,391.2	1,390.4	0.8
国内民間総資本形成	1,361.5	1,336.5	25.0
経常海外余剰	△ 11.6	△ 12.5	0.9
国民総支出	7,156.2	7,129.5	△ 26.7

(2) 調整項目

#### A 間接事業税

旧推計の681.7十億円から新推計の714.5十億円に32.8十億円増加したのは、従来法人に対する中央、地方における許認可などの手数料、免許料を直接的なものとして扱っていたが、新推計で経費的なものとして間接事業税に加えたことによる。

#### B 補助金

旧推計の41.6十億円から新推計の46.2十億円に4.6十億円増加しているが、これは農林省から農家または組合に交付される損失補償について一部項目整理をおこなったためである。

#### C 資本減耗引当

資本減耗引当は旧推計の484.0十億円から新推計の511.1十億円に27.1十億円増加したが、これは減価償却費のうち個人住宅分について推計方法のところでのべたような改訂がおこなわれ、また個人企業分も個人業主所得の改訂にともなつて改められたからである。

### ㊦ 国民総支出

#### (1) 個人消費支出

これについては改訂していない。

#### (2) 政府の財貨とサービス購入

旧推計の1,391.2十億円から新推計の1,390.4十億円に0.8十億円減少したが、これは、中央財政の一般会計の控除項目において項目内容の整備および決算書の確定計数にもとづく計数整理のため一部に修正を加えたからである。

#### (3) 国内民間総資本形成

旧推計の1,361.5十億円から新推計の1,336.5十億円に25.0十億円減少したのは、法人企業の在庫品増加について、また個人企業の生産者耐久施設および在庫品の増加について推計方法のところで説明したような改訂がおこなわれたことと、個人業主所得の改訂にともなつて一部が改められたからである。

#### (4) 経常海外余剰

旧推計の11.6十億円から新推計の12.5十億円に0.9十億円増加した。これは、旧推計では大蔵省調指数により同省調の28暦年計数を延長推計していたが、新推計では同省調29暦年計数を基準にして各四半期を分割しその29年1～3月分を28年4～12月分に加えて年度計を算出したためである。

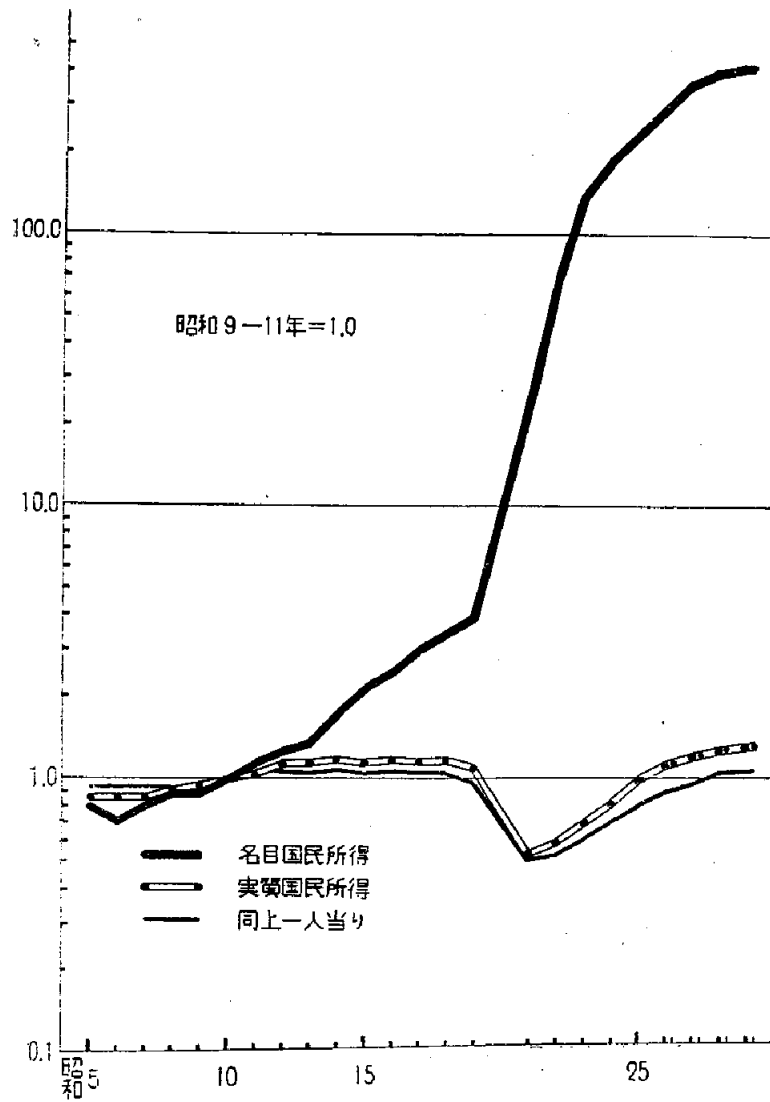
# 付 録 1

昭和5年～29年国民所得と国民経済計算

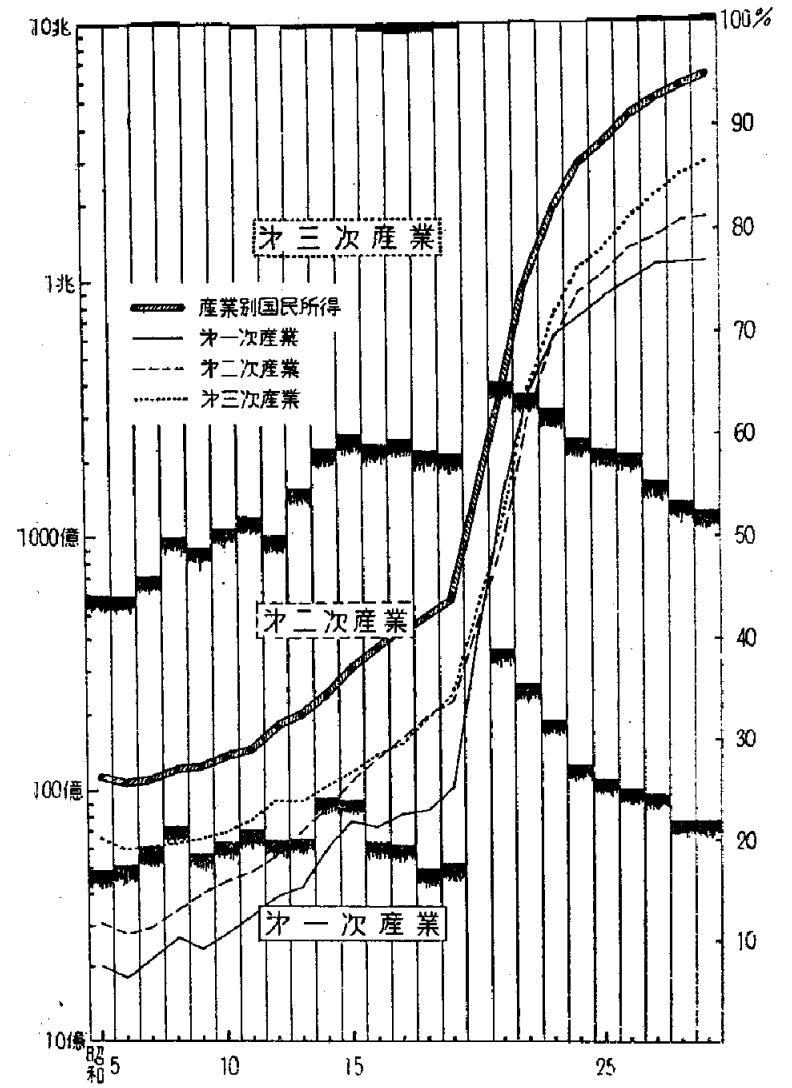
(調査部国民所得課編)



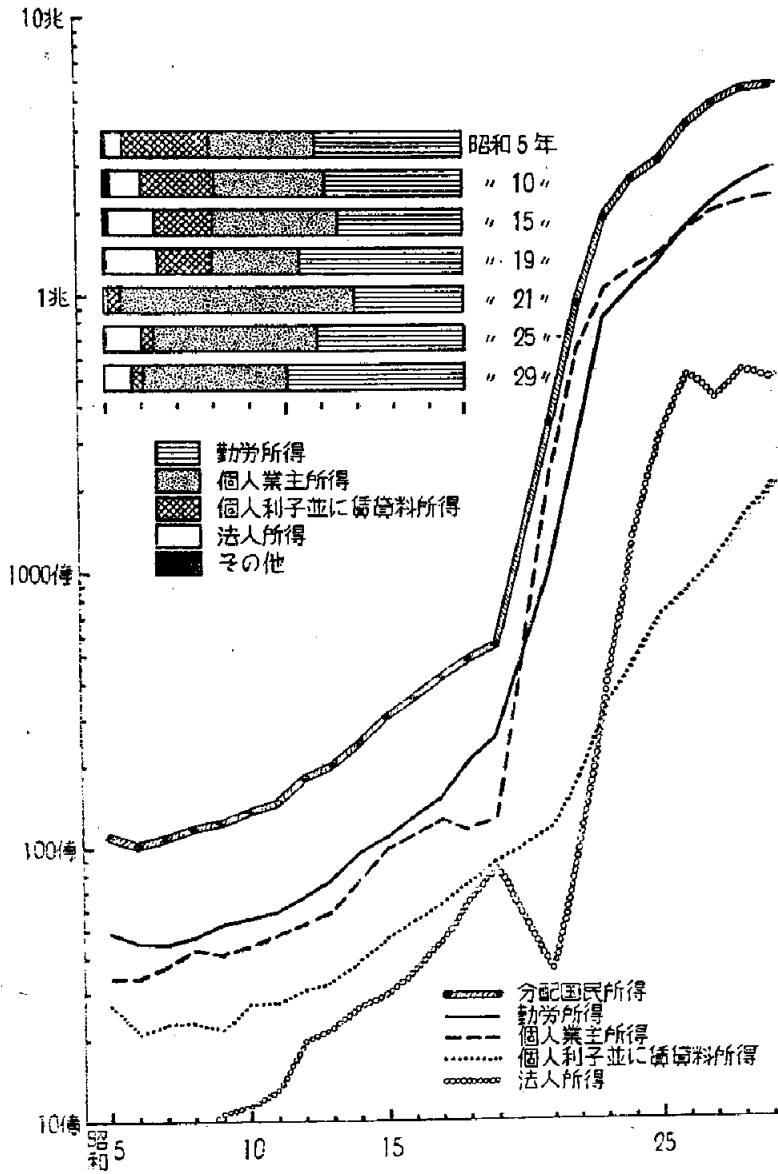
第五図 国民所得水準の推移



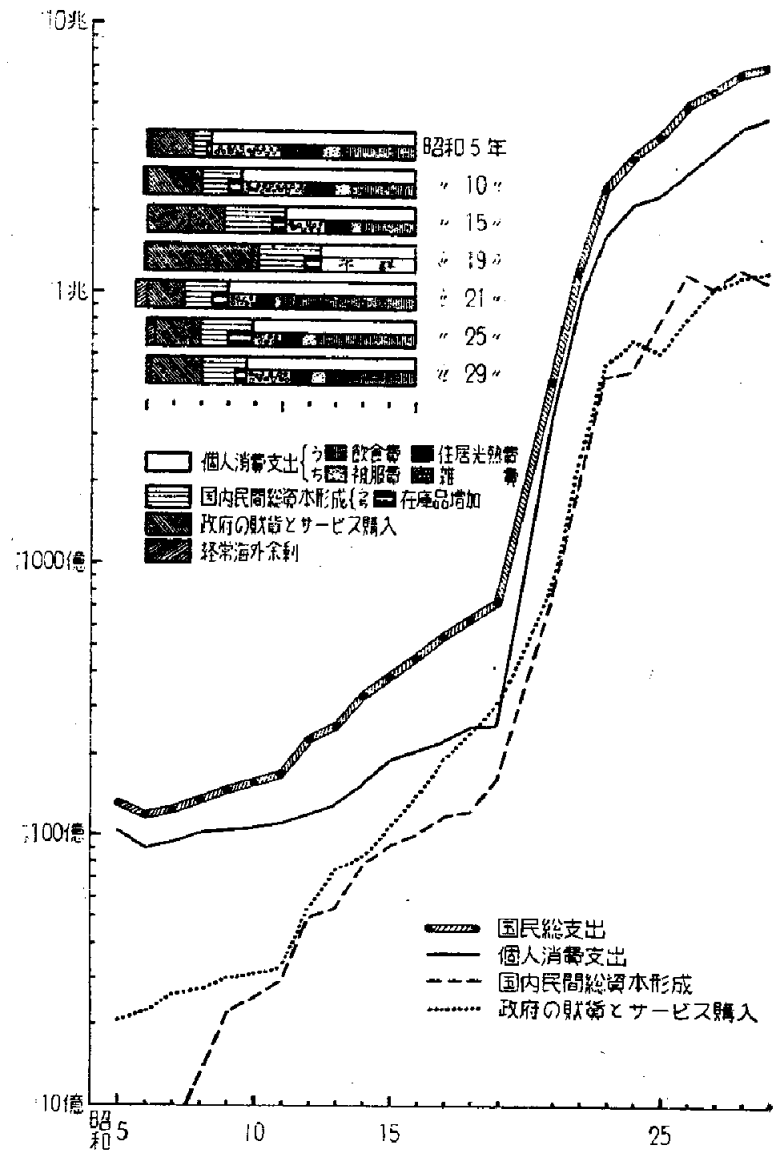
第六図 産業別国民所得の推移



第七図 分配国民所得の推移



第八図 国民総支出の推移



第一 統計諸表

(I) 主要系列

第一表 産 業 別

項 目 年 次	第一次産業				第二次産業				卸 売 小 売 業
	農 業	林 業	水 産 業	小 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	小 計	
昭和9 ~11年 平均 1934~36	2.4	0.2	0.2	2.9	0.3	0.5	3.6	4.4	2.0
昭 和 5 (1930) 6	1.6	0.2	0.2	2.0	0.2	0.5	2.5	3.1	1.9
7	1.5	0.2	0.2	1.8	0.1	0.4	2.2	2.8	1.7
8	1.9	0.2	0.2	2.2	0.1	0.4	2.5	3.0	1.8
9	2.3	0.2	0.2	2.7	0.2	0.4	2.9	3.5	1.8
10	2.0	0.2	0.2	2.4	0.3	0.4	3.3	4.0	1.9
11	2.4	0.2	0.2	2.8	0.3	0.5	3.7	4.5	2.0
12	2.8	0.3	0.2	3.3	0.4	0.5	4.0	4.8	2.0
13	3.1	0.3	0.3	3.7	0.5	0.5	4.7	5.6	2.3
14	3.3	0.4	0.3	4.0	0.6	0.6	5.7	6.9	2.6
15	5.0	0.7	0.4	6.1	0.7	0.8	7.3	8.8	3.1
16	5.9	1.0	0.6	7.5	0.9	1.0	9.3	11.1	3.7
17	5.4	1.1	0.6	7.1	1.0	1.3	11.7	14.0	4.3
18	6.1	1.3	0.8	8.2	1.1	1.6	14.2	16.8	4.5
19	6.3	1.1	0.9	8.3	1.2	1.9	16.9	20.0	4.2
20	7.8	1.3	1.0	10.1	1.4	2.2	19.3	22.9	3.9
21	112.3	18.0	9.8	140.1	10.9	24.9	59.3	95.1	38.5
22	231.3	35.8	26.4	343.4	29.7	47.6	199.5	276.8	133.8
23	505.8	60.6	58.4	624.8	66.9	83.0	454.4	604.3	240.4
24	615.1	55.9	80.1	751.2	69.4	101.7	708.5	879.6	367.2
25	717.3	66.0	96.2	879.4	98.5	130.3	854.8	1,083.6	541.0
26曆年	881.6	103.1	110.0	1,094.7	144.2	151.4	1,142.1	1,437.7	737.3
26年度	898.3	111.1	118.9	1,128.4	162.1	160.5	1,163.9	1,486.5	773.0
27曆年	980.3	117.1	135.4	1,232.7	199.1	197.5	1,176.8	1,573.4	811.5
27年度	958.6	123.1	135.9	1,217.6	202.6	210.3	1,232.9	1,645.8	844.1
28曆年	940.2	149.2	159.5	1,248.9	187.8	253.7	1,375.9	1,817.4	946.7
28年度	941.5	160.1	165.1	1,266.7	180.7	264.9	1,393.8	1,839.4	975.3
29曆年	1,010.2	154.7	162.8	1,327.7	162.5	282.8	1,427.5	1,872.8	1,009.8
29年度	1,010.0	149.3	159.3	1,318.6	164.1	281.3	1,443.5	1,888.9	1,007.3

国 民 所 得 (単位 10億円)

第 三 次 産 業							合 計 (国 内 所 得)	海 外 か ら の 純 所 得	国 民 所 得
金 融 不 動 産 業	運 輸 通 信 の 他 の 公 益 事 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他 の 産 業	公 務	小 計				
1.5	1.5	1.5	0.1	0.5	7.1	14.4	△ 0	14.4	
1.3	1.6	1.4	0.1	0.4	6.6	11.7	△ 0	11.7	
1.2	1.3	1.3	0.1	0.4	5.9	10.5	△ 0	10.5	
1.3	1.3	1.3	0.1	0.4	6.1	11.3	△ 0	11.3	
1.4	1.2	1.4	0.1	0.4	6.3	12.5	△ 0.1	12.4	
1.4	1.4	1.4	0.2	0.4	6.7	13.1	△ 0	13.1	
1.5	1.5	1.5	0.2	0.5	7.1	14.4	△ 0	14.4	
1.5	1.6	1.6	0.2	0.5	7.4	15.5	0	15.5	
2.4	1.8	1.7	0.4	0.7	9.3	18.6	0	18.6	
1.7	2.1	1.9	0.2	0.6	9.1	20.0	0	20.0	
1.9	2.3	2.2	0.3	0.7	10.5	25.4	0	25.4	
2.1	2.7	2.6	0.4	0.8	12.3	30.9	0.1	31.0	
2.5	2.8	3.0	0.3	1.6	14.4	35.5	0.3	35.8	
2.8	3.4	3.4	0.3	2.4	16.7	41.7	0.4	42.1	
3.1	4.2	3.6	0.3	4.4	19.8	48.1	0.3	48.4	
3.0	5.1	3.9	0.3	7.6	23.7	56.7	0.2	56.9	
9.1	15.8	56.0		6.3	125.7	360.9	-	360.9	
15.7	36.2	140.9		21.6	348.3	968.5	△ 0.5	968.0	
40.8	104.5	282.8		64.6	733.1	1,962.2	△ 0.6	1,961.6	
72.4	201.9	359.7		105.8	1,107.0	2,737.8	△ 0.5	2,737.3	
119.0	251.1	356.8		132.3	1,400.2	3,363.2	△ 2.2	3,361.0	
154.1	309.1	447.8		174.2	1,822.6	4,355.0	△ 1.8	4,353.2	
157.6	330.5	479.4		182.4	1,922.9	4,537.8	△ 2.5	4,535.3	
224.0	406.3	551.0		236.4	2,229.2	5,035.3	△ 8.1	5,027.2	
241.0	427.1	567.2		263.6	2,343.0	5,206.4	△ 11.0	5,195.4	
294.8	479.7	970.5			2,691.7	5,758.0	△ 17.0	5,741.0	
305.0	487.7	1,014.5			2,782.5	5,888.6	△ 11.1	5,877.5	
301.4	521.5	1,095.5			2,928.2	6,128.7	△ 24.5	6,104.2	
309.3	530.1	1,106.7			2,953.4	6,160.9	△ 28.7	6,132.2	

第一表 (統) 産 業 別 国

年次	第一次産業				第二次産業				卸売 小売業
	農 業	林 業	水 産 業	小 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	小 計	
昭和9 ~11年 平均 1934~36	16.7	1.6	1.5	19.8	2.3	3.2	25.3	30.8	13.6
昭和5年 (1930)	14.0	1.3	1.6	16.9	1.9	3.9	21.5	27.3	15.1
6	14.4	1.4	1.6	17.4	1.4	4.2	21.1	25.7	15.7
7	16.5	1.4	1.4	19.3	1.3	3.7	21.9	25.9	15.5
8	18.4	1.6	1.5	21.5	1.8	3.3	23.3	28.4	14.7
9	15.4	1.7	1.5	18.6	2.0	3.3	24.9	30.2	14.2
10	16.7	1.6	1.5	19.8	2.3	3.2	25.5	31.0	13.5
11	17.7	1.7	1.6	21.0	2.4	3.0	25.6	31.0	13.2
12	16.8	1.8	1.4	20.0	2.5	2.7	25.0	30.2	12.4
13	16.5	2.2	1.5	20.2	3.2	2.9	28.4	34.5	12.7
14	19.6	2.8	1.8	24.2	2.8	3.0	28.6	34.4	12.1
15	19.0	3.2	1.8	24.0	2.9	3.1	29.9	35.9	12.0
16	15.0	3.2	1.6	19.8	2.9	3.5	32.7	39.1	12.1
17	14.6	3.0	2.0	19.6	2.5	3.8	33.6	39.9	10.6
18	12.9	2.3	1.9	17.1	2.5	3.9	34.9	41.3	8.7
19	13.6	2.3	1.8	17.7	2.5	3.9	33.9	40.3	6.8
21	31.1	5.0	2.7	38.8	3.0	6.9	16.4	26.3	10.7
22	29.1	3.7	2.7	35.5	3.1	4.9	20.6	28.6	13.8
23	25.7	3.1	3.0	31.8	3.4	4.2	23.2	30.8	12.3
24	22.5	2.0	2.9	27.4	2.5	3.7	25.9	32.1	13.4
25	21.3	2.0	2.9	26.2	2.9	3.9	25.5	32.3	16.1
26曆年	20.2	2.4	2.5	25.1	3.3	3.5	26.2	33.0	16.9
27年	19.8	2.5	2.6	24.9	3.6	3.5	25.7	32.8	17.0
27年	19.5	2.3	2.7	24.5	4.0	3.9	23.4	31.3	16.1
27年	18.4	2.4	2.6	23.4	3.9	4.1	23.7	31.7	16.3
28年	16.4	2.6	2.8	21.8	3.3	4.4	23.9	31.6	16.5
28年	16.1	2.7	2.8	21.6	3.1	4.5	23.7	31.3	16.5
29年	16.6	2.5	2.7	21.8	2.7	4.6	23.4	30.7	16.5
29年	16.5	2.4	2.6	21.5	2.7	4.6	23.5	30.8	16.4

民 所 得 (構成比)

第三次産業							合 計 (国内国民 所得)	海外か らの 純所得	国民 所得
金 融 業	運 輸 通 信 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他 の 産 業	公 務	小 計	金 不 動 産 業			
10.4	10.4	10.5	1.3	3.2	49.4		100.0	0	100.0
11.2	13.5	11.8	1.2	3.2	56.0		100.2	△ 0.2	100.0
11.5	12.2	12.2	0.9	3.6	56.1		100.2	△ 0.2	100.0
11.9	11.1	11.1	0.8	3.7	54.1		100.3	△ 0.3	100.0
10.9	9.6	10.9	0.9	3.5	50.5		100.4	△ 0.4	100.0
10.9	10.6	11.0	1.3	3.4	51.4		100.2	△ 0.2	100.0
10.6	10.5	10.3	1.2	3.2	49.3		100.1	△ 0.1	100.0
9.9	10.0	10.2	1.4	3.1	47.8		99.8	0.2	100.0
12.9	9.7	9.1	2.0	3.7	49.8		100.0	0	100.0
8.3	10.4	9.4	1.1	3.2	45.1		99.8	0.2	100.0
7.5	9.3	8.5	1.0	2.9	41.3		99.9	0.1	100.0
6.8	8.8	8.4	1.2	2.7	39.9		99.8	0.2	100.0
6.9	7.9	8.3	0.8	4.4	40.4		99.3	0.7	100.0
6.6	8.0	8.1	0.7	5.6	39.6		99.1	0.9	100.0
6.4	8.6	7.4	0.6	9.2	40.9		99.3	0.7	100.0
5.2	9.0	6.8	0.6	13.3	41.7		99.7	0.3	100.0
2.5	4.4	15.5		1.8	34.9		100.0	-	100.0
1.6	3.8	14.6		2.2	36.0		100.1	△ 0.1	100.0
2.1	5.3	14.4		3.3	37.4		100.0	0	100.0
2.6	7.4	13.2		3.9	40.5		100.0	0	100.0
3.5	7.5	10.6		3.9	41.6		100.1	△ 0.1	100.0
3.6	7.1	10.3		4.0	41.9		100.0	0	100.0
3.5	7.3	10.6		4.0	42.4		100.1	△ 0.1	100.0
4.5	8.1	11.0		4.7	44.4		100.2	△ 0.2	100.0
4.6	8.2	10.9		5.1	45.1		100.2	△ 0.2	100.0
5.1	8.4	16.9			46.9		100.3	△ 0.3	100.0
5.2	8.3	17.3			47.3		100.2	△ 0.2	100.0
4.9	8.6	17.9			47.9		100.4	△ 0.4	100.0
5.1	8.6	18.1			48.2		100.5	△ 0.5	100.0

第二表 分 配 国

項目 年次	勤 勞 所 得			個 人 業 主 所 得			個 人 賃 貸 料 所 得
	賃 金 及 俸 給	そ の 他	計	農 林 水 産 業	そ の 他	計	
昭和9 ~11年 平均 1934~36	5.3	0.3	5.6	2.0	2.5	4.5	1.3
昭 和 5	4.7	0.2	4.9	1.1	2.3	3.4	1.3
(1930) 6	4.3	0.2	4.5	1.2	2.2	3.4	1.1
7	4.3	0.2	4.5	1.5	2.3	3.8	1.1
8	4.6	0.3	4.8	1.9	2.4	4.3	1.2
9	5.0	0.3	5.3	1.6	2.5	4.1	1.2
10	5.2	0.3	5.5	2.0	2.5	4.5	1.3
11	5.7	0.3	6.0	2.3	2.6	4.9	1.4
12	6.5	0.3	6.8	2.6	2.8	5.4	1.5
13	7.5	0.4	7.8	2.8	3.3	6.1	1.6
14	9.2	0.4	9.6	4.6	4.0	8.7	1.8
15	10.9	0.5	11.4	5.6	4.8	10.4	2.0
16	13.3	0.5	13.8	5.1	6.3	11.4	2.2
17	15.5	0.7	16.2	6.3	7.0	13.3	2.2
18	19.9	0.9	20.8	6.1	6.6	12.7	2.4
19	25.6	1.1	26.6	7.7	5.7	13.3	2.2
21	107.1	4.0	111.0	122.5	113.1	235.6	5.0
22	303.9	11.4	315.3	303.0	337.0	640.0	9.5
23	783.9	43.7	827.6	547.1	544.4	1,091.5	16.7
24	1,072.8	71.2	1,144.0	651.7	683.9	1,335.5	19.4
25	1,327.6	96.7	1,424.2	772.3	738.7	1,511.0	30.3
26曆年	1,714.7	137.4	1,852.1	970.4	878.7	1,849.1	37.7
26年度	1,814.0	150.8	1,964.8	992.9	938.9	1,931.7	40.0
27曆年	2,127.6	189.6	2,317.2	1,092.3	1,071.9	2,164.2	44.9
27年度	2,226.6	205.1	2,431.7	1,074.3	1,111.7	2,186.0	48.5
28曆年	2,450.1	254.7	2,704.8	1,085.2	1,209.3	2,294.5	62.0
28年度	2,506.1	264.7	2,770.8	1,095.9	1,243.1	2,339.0	66.1
29曆年	2,700.4	294.1	2,994.5	1,161.6	1,250.7	2,412.3	72.9
29年度	2,731.9	301.5	3,033.4	1,155.6	1,232.9	2,388.5	75.2

民 所 得

(単位 10億円)

個 人 利 子 所 得	法 人 所 得				官 公 事 業 剩 余 等	海 外 か ら の 純 所 得	(控 除) 政 府 と 消 費 者 の 負 債 子 利	合 計 (分 配 国 民 所 得)			
	法 人 税	個 人 配 当	法 人 留 保	計							
1.3	0.3	0.6	0.3	1.3	0.4	△	0	—	14.4		
1.5	0.2	0.4	△	0.2	0.4	0.2	△	0	—	11.7	
1.0	0.2	0.3	△	0.2	0.3	0.2	△	0	—	10.5	
1.2	0.2	0.4	0	0.5	0.2	△	0	0	—	11.3	
1.1	0.2	0.4	0.2	0.8	0.3	△	0.1	—	—	12.4	
1.0	0.3	0.5	0.3	1.1	0.4	△	0	—	—	13.1	
1.5	0.3	0.6	0.3	1.2	0.4	△	0	—	—	14.4	
1.4	0.4	0.6	0.4	1.4	0.4	0	0	—	—	15.5	
1.6	0.6	0.8	0.6	2.0	1.3	0	0	—	—	18.6	
1.7	0.8	0.9	0.6	2.3	0.5	0	0	—	—	20.0	
2.1	1.1	1.0	0.6	2.8	0.4	0	0	—	—	25.4	
2.7	1.5	1.2	1.2	3.9	0.5	0.1	0	—	—	31.0	
3.3	1.8	1.2	1.8	4.7	0.1	0.3	0	—	—	35.8	
4.1	2.3	1.2	2.2	5.7	0.2	0.4	0	—	—	42.1	
5.2	3.0	1.3	2.5	6.8	0.2	0.3	0	—	—	48.4	
6.6	4.2	1.4	3.0	8.6	△	0.6	0.2	—	—	56.9	
7.7	4.1	0.7	△	1.1	3.8	△	2.2	—	—	360.9	
9.1	13.0	1.5	△	4.4	10.0	△	15.4	△	0.5	—	968.0
16.8	40.0	8.6	2.3	50.9	△	41.3	△	0.6	—	1,961.6	
28.9	94.0	14.5	37.6	146.1	63.9	△	0.5	—	—	2,737.3	
40.9	103.9	28.9	195.7	333.5	23.3	△	2.2	—	—	3,361.0	
51.7	194.8	42.7	285.4	523.0	41.4	△	1.8	—	—	4,353.2	
56.6	229.9	40.5	223.5	493.8	50.9	△	2.5	—	—	4,535.3	
73.5	231.3	47.2	160.1	438.6	42.9	△	8.1	46.0	—	5,027.2	
80.0	223.1	60.5	189.4	473.0	35.9	△	11.0	48.7	—	5,195.4	
104.8	221.6	72.7	292.3	586.6	62.9	△	17.0	57.6	—	5,741.0	
113.4	231.5	79.8	286.0	597.3	62.4	△	11.1	60.4	—	5,877.5	
138.4	257.3	88.9	187.0	533.2	50.9	△	24.5	73.5	—	6,104.2	
146.5	241.9	94.9	195.3	532.1	56.2	△	28.7	71.0	—	6,132.2	